

## 第3章 緑化を推進するための制度

平成25年8月時点の制度です。詳しくは、それぞれのお問い合わせ先でご確認ください。

### 1 緑化推進制度

「広島市地球温暖化対策等の推進に関する条例」が平成22年(2010年)4月1日から施行され、市街化区域等において敷地面積1,000平方メートル以上の建築物の新築等を行うおとする建築主に対し、建ぺい率の最高限度に応じ、敷地面積の一定割合(5%~20%)以上の緑化が義務付けられました。

【お問い合わせ先】

広島市 都市整備局 緑化推進部 緑政課 花と緑の施策係  
広島市中区国泰寺町一丁目6-34  
電話：082-504-2396 FAX：082-504-2391

### 2 民有地緑化推進事業補助金制度

「広島市地球温暖化対策等の推進に関する条例」で義務付けられる割合を一定量上回る緑化を行う建築主に対し、条例で定める割合を超える部分の緑化施設等の整備に要する経費に対して、50万円を限度に当該費用の2分の1を予算の範囲内で補助します。

【お問い合わせ先】

広島市 都市整備局 緑化推進部 緑政課 花と緑の施策係  
広島市中区国泰寺町一丁目6-34  
電話：082-504-2396 FAX：082-504-2391

### 3 民間建築物等緑化事業補助金制度

市街化区域において敷地面積500平方メートル以上1,000平方メートル未満で、建築物の新築等を行う建築主に対し、一定割合(条例で義務付けられた緑化率を準用)を超える部分の緑化施設の整備に要する経費に対して、50万円を限度に当該費用の2分の1を予算の範囲内で補助します。

【お問い合わせ先】

公益財団法人広島市みどり生きもの協会 緑化管理部 経営企画課  
広島市中区基町4-41  
電話：082-228-0815 FAX：082-228-1891

#### 4 緑地協定制度

市街地の良好な環境を確保するため、土地所有者等の合意によって締結する緑地の保全や緑化に関する協定です。

この協定で定める内容は、樹木を植える場所、植える樹木の種類や量、生垣やさくの構造、5年以上の有効期間などです。(根拠法：都市緑地法)

昭和52年度(1977年度)から、都市計画区域内の団地を対象に、10件の緑地協定を締結していますが、現在、有効期間中のものは「可部勝木台団地緑化協定(安佐北区可部町、平成5年(1993年)8月認可)」の1件となっています。

【お問い合わせ先】

広島市 都市整備局 緑化推進部 緑政課 花と緑の施策係

広島市中区国泰寺町一丁目6-34

電話：082-504-2396 FAX：082-504-2391

#### 5 工場立地法に基づく緑化

工場と周辺地域の生活環境のより一層の調和を図るため、特定工場〔敷地面積が9,000平方メートル以上若しくは建築面積の合計が3,000平方メートル以上の工場又は事業場〕については、敷地面積に対して緑地面積の占める割合は20%以上、敷地面積に対して緑地や運動場などを含む環境施設面積の占める割合は25%以上とすると定められています。(根拠法：工場立地法)

【お問い合わせ先】

広島市 経済観光局 産業振興部 産業立地推進課

広島市中区国泰寺町一丁目6-34

電話：082-504-2241 FAX：082-504-2259

#### 6 地区計画制度

良好な市街地の環境を形成するため、詳細な土地利用、建築形態等を都市計画に定める制度です。決定の過程では、十分な住民参加が行われるように定められており、住民の意見や提案を聞き、地区の実情に応じた計画をつくっていきます。(根拠法：都市計画法)

また、地区計画制度の活用により、住宅地でのかき・さくの生垣化などを義務付ける緑化を促進する取組も行われています。

【お問い合わせ先】

広島市 都市整備局 都市計画課

広島市中区国泰寺町一丁目6-34

電話：082-504-2268 FAX：082-504-2029

## 7 総合設計制度

敷地面積が一定規模以上の建築物において、敷地内に一定割合以上の広い空地（公開空地）を確保することにより、市街地環境の整備改善に役立つと認められる建築物について、建築基準法による容積率、高さに関する規制の一部を緩和することができる制度です。（根拠法：建築基準法）

上記の公開空地は、環境の向上に寄与する植込み、芝生等を含むものとしています。

### 【お問い合わせ先】

広島市 都市整備局 指導部 建築指導課

広島市中区国泰寺町一丁目 6-34

電話：082-504-2287      F A X：082-504-2529

## 8 緑のカーテン設置補助金制度

広島市内の建築物の敷地内において、つる性植物等の植付、又は播種により、直接建築物の壁に這わせるもの、又は設置したネットや金網にからませる者に対し、プランター、ネット等の資材を購入する経費に対して、1万円を限度に当該費用の2分の1を予算の範囲内で補助します。

### 【お問い合わせ先】

公益財団法人広島市みどり生きもの協会 緑化管理部 経営企画課

広島市中区基町 4-41

電話：082-228-0815      F A X：082-228-1891

## 9 記念樹緑化事業

誕生や成人、結婚など人生の記念となる節目を迎える市民（予定の方を含む。）に対し、当該者の居住する敷地内に植えるための記念樹を贈呈する事業です。

### 【お問い合わせ先】

公益財団法人広島市みどり生きもの協会 緑化管理部 経営企画課

広島市中区基町 4-41

電話：082-228-0815      F A X：082-228-1891

## 10 魅せる花づくり補助金制度

広島市内の一般家庭または事業所などの私有地内で、かつ、多くの人が見ることができる場所（道路に面した場所）に花壇や花を植えたプランター等を設置する者に対し、プランター、苗、土等の資材を購入する経費に対して、1万円を限度に当該費用の2分の1を予算の範囲内で補助します。

### 【お問い合わせ先】

公益財団法人広島市みどり生きもの協会 緑化管理部 経営企画課

広島市中区基町 4-41

電話：082-228-0815      F A X：082-228-1891